

## 放課後子ども総合プランの推進に向けての行動計画

### 1 放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室（地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業）の計画的な整備等を進めるものです。

### 2 推進に向けての本市の基本方針

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくり及び子どもの体験・活動を支援する地域の教育力向上並びにネットワークづくりを計画的に推進します。

### 3 事業量の目標

#### ① 放課後児童クラブの平成31年度の目標事業量

※参照：第4章の3「地域子ども・子育て支援事業」の（3）放課後児童クラブ

#### ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る平成31年度の目標事業量

	H27	H31
設置箇所数	0か所	8か所

現在、児童館・児童センターで放課後児童クラブを実施している8か所について、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に努める。

#### ③ 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

すでに各地区に設置されている放課後子ども教室を維持していく。

	H27	H31
設置箇所数	14か所	14か所

### 4 推進のための具体的な施策

- ① 放課後児童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が、共通の活動プログラムに参加できるよう、定期的な打ち合わせの場を設ける等、計画段階から相互の連携に努める。
- ② 活動プログラムの充実を図るためのネットワークづくり及び研修機会の充実に努める。
- ③ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動場所として、小学校の余裕教室等の有効活用を図る。
- ④ 放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を推進する。放課後児童クラブの新設、改築を行う場合は、小学校の余裕教室の活用を検討する。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による事業を実施する場合は、教育委員会と福祉部局が連携して取組を推進する。
- ⑥ 平成27年度より公立放課後児童クラブの開所時間を30分延長するとともに、今後とも開所時間の希望を調査、把握し、地域の実情に合わせた開所時間となるよう検討していく。

## 倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画(母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画)

### はじめに

倉吉市では、平成 16 年度に次世代育成支援対策推進法に基づく倉吉市次世代育成支援行動計画と一体的な計画として、「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」(母子家庭及び寡婦自立促進計画)を策定し、平成 17 年度から平成 21 年度までの前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画と、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、施策を展開してきました。

今回、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画を策定することとしましたが、これまでの計画を継承し、ひとり親家庭等の就労と経済的な自立の促進をより一層図っていくと共に、個々の家庭の安定と児童の健やかな成長に向けて、きめ細かな支援に取り組めます。

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 計画の位置づけ

この計画は、平成 26 年 4 月に改正された母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める自立促進計画であり、同法第 11 条の規定に基づく「国の基本方針」を踏まえ、本市の実情を反映させたものです。

このたび、平成 16 年度から 10 年間継承してきた「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」(母子家庭及び寡婦自立促進計画)を基に、倉吉市子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することとして、母子関係施設や母子寡婦福祉団体に構成された検討委員会を開催し、国政や情勢の変化等に対応し、必要に応じた見直しを行い、これから 5 年間の計画を策定しました。

#### (2) 計画期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

#### (3) 計画の対象

この計画の対象は、母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。

#### (4) 計画における用語の定義

母子家庭・・・母と 20 歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

父子家庭・・・父と 20 歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

寡婦・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方。

ひとり親家庭等・・・・・・・・・・・・・・・・母子家庭、父子家庭、寡婦

ひとり親等・・・・・・・・・・・・・・・・母子家庭の母、父子家庭の父

■ 引用している調査

・「平成 25 年度 鳥取県ひとり親家庭等実態調査」＜鳥取県実施＞  
 （以下、「鳥取県調査」）

対象

母子世帯・・・父のいない児童がその母によって養育されている世帯のうち、  
 児童扶養手当受給資格者世帯（全数）

父子世帯・・・母のいない児童がその父によって養育されている世帯のうち、  
 児童扶養手当受給資格者世帯（全数）

寡婦世帯・・・65 才未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者からなる世帯（全数）

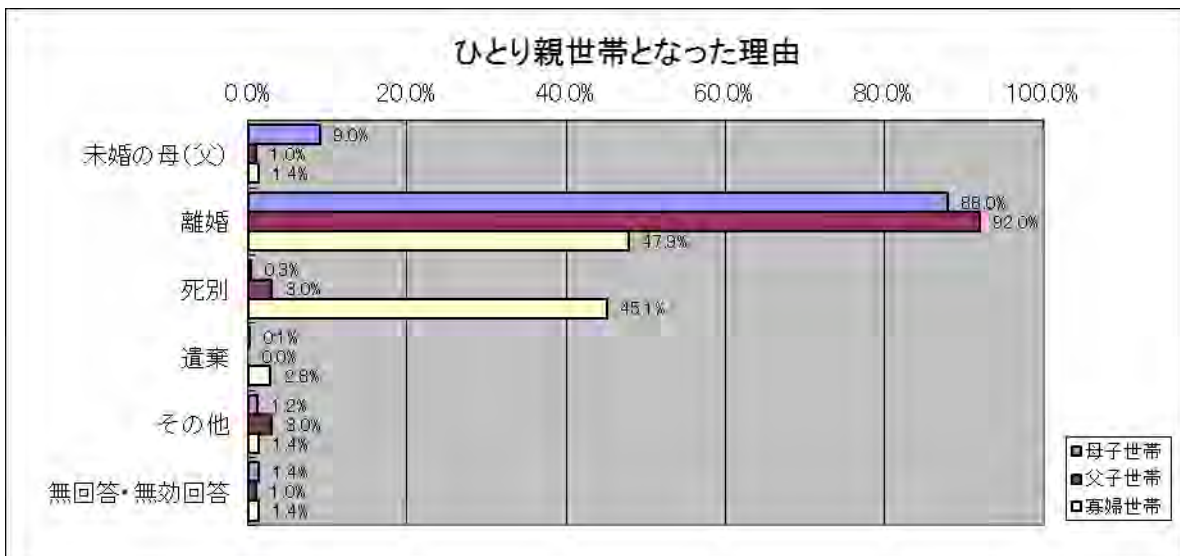
■ 特に注記のない統計数字及びグラフは倉吉市の調査によります。

2 ひとり親家庭等の状況

(1) ひとり親世帯となった理由

ひとり親世帯となった理由は、母子世帯では 88.0%が離婚、次いで未婚の母が 9.0%となっており、父子世帯では、92.0%が離婚、次いで死別が 3.0%となっています。

（出典）鳥取県調査

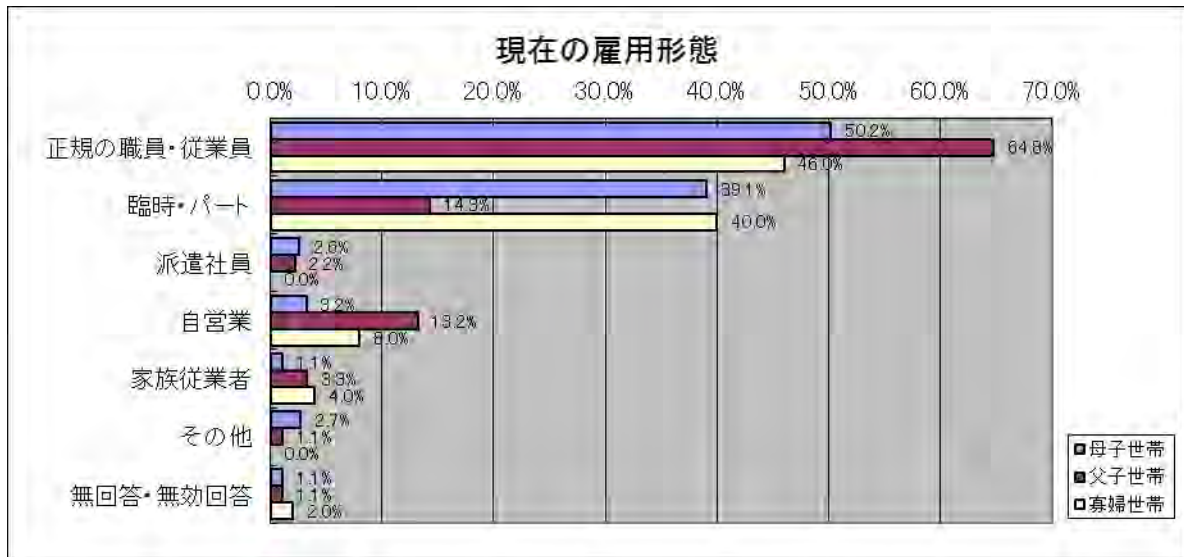


(2) 現在の雇用形態

雇用形態について、母子世帯では「正規の職員・従業員」が 50.2%、「臨時・パート」が 39.1%となっています。

父子世帯では、「正規の職員・従業員」が 64.8%、「臨時・パート」が 14.3%となっています。

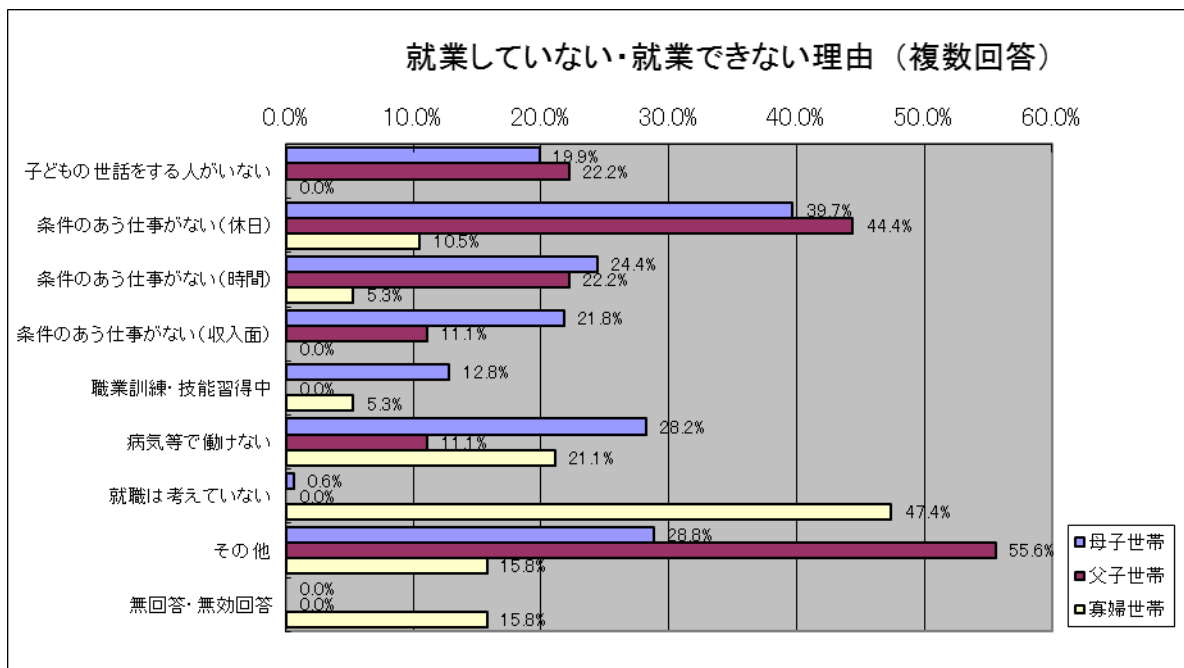
(出典) 鳥取県調査



### (3) 現在、不就業で就職したい方の就業していない・就業できない理由

「病気等で働けない」方が、母子世帯の28.2%、父子世帯の11.1%、寡婦世帯の21.1%を占めています。また、「休日の条件があう仕事がない」方は、母子世帯の39.7%、父子世帯の44.4%を占めており、「時間的に条件のあう仕事がない」方が母子世帯24.4%、父子世帯22.2%を占めています。

(出典) 鳥取県調査

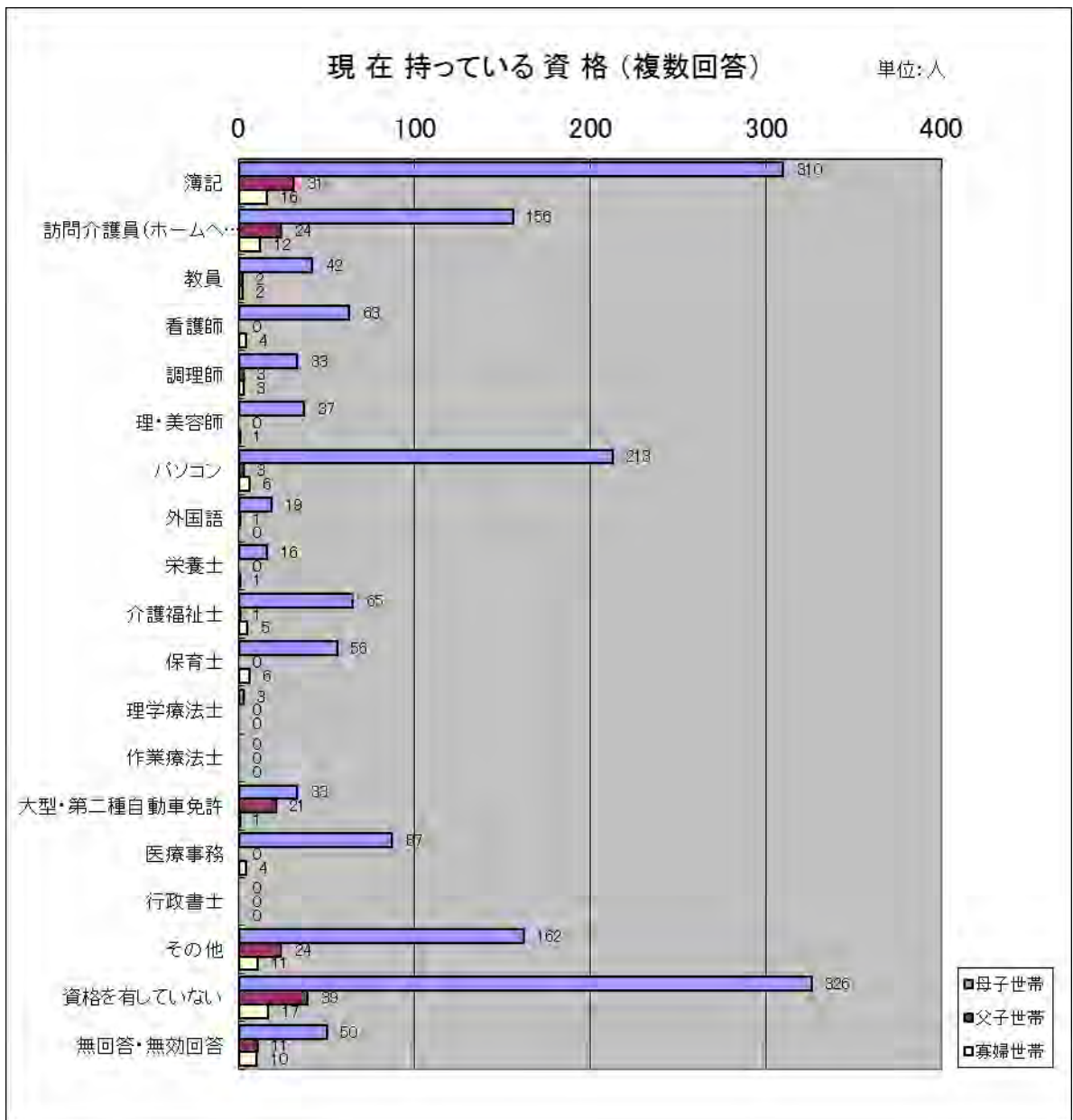


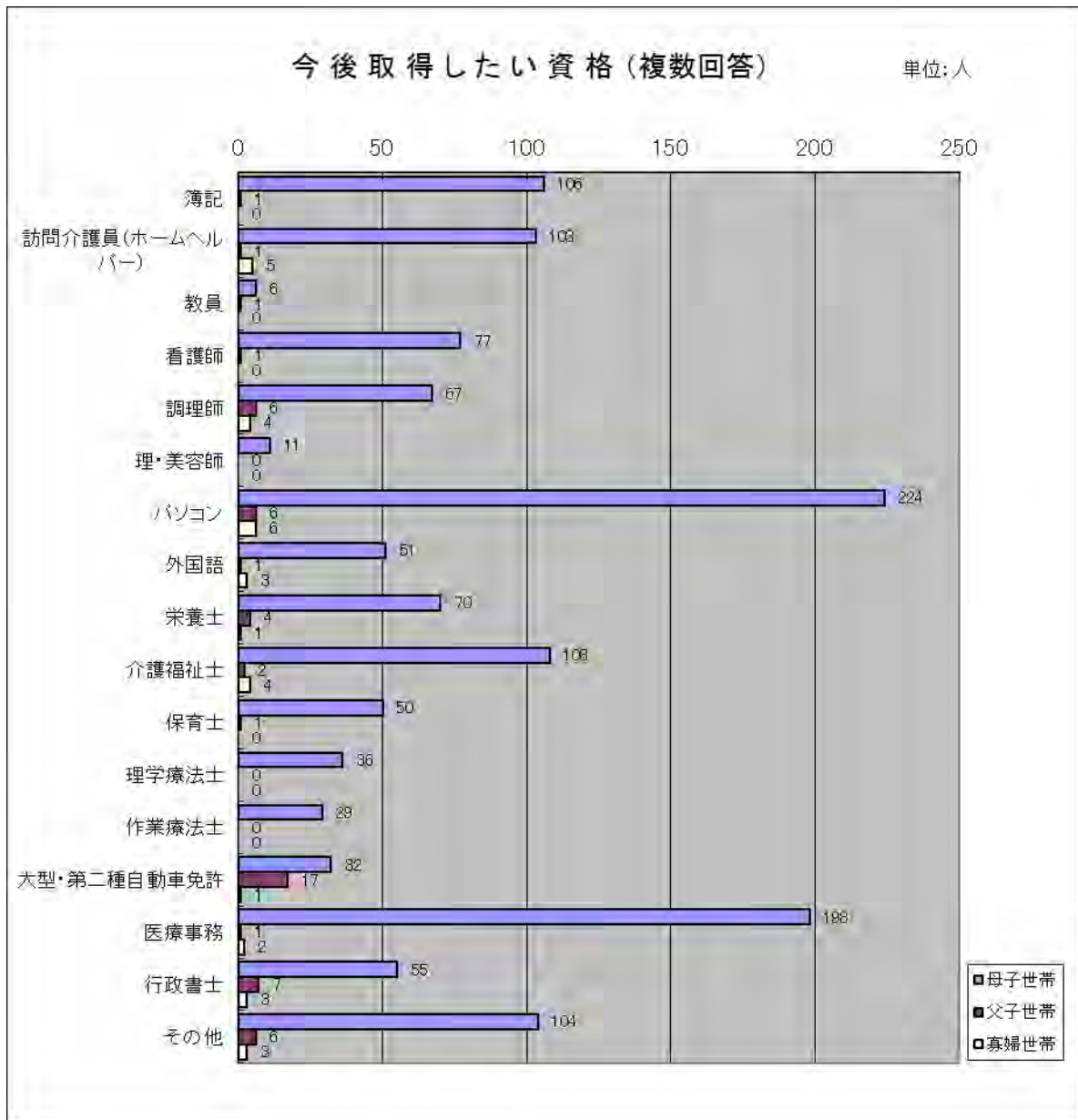
#### (4) 現在持っている資格と今後取得したい資格

資格を持っている人の中で、母子世帯の母が最も多く持っているのは「簿記」で、次いで「パソコン」となっています。父子世帯の父でも、「簿記」が最も多く、次いで「訪問介護員」「大型・第二種自動車免許」と続いています。

今後取得したい資格は、母は「パソコン」が最も多く、次いで「医療事務」「介護福祉士」となっています。父は「大型・第二種自動車免許」が最も多く、次いで「行政書士」「調理師」並びに「パソコン」となっています。

(出典) 鳥取県調査



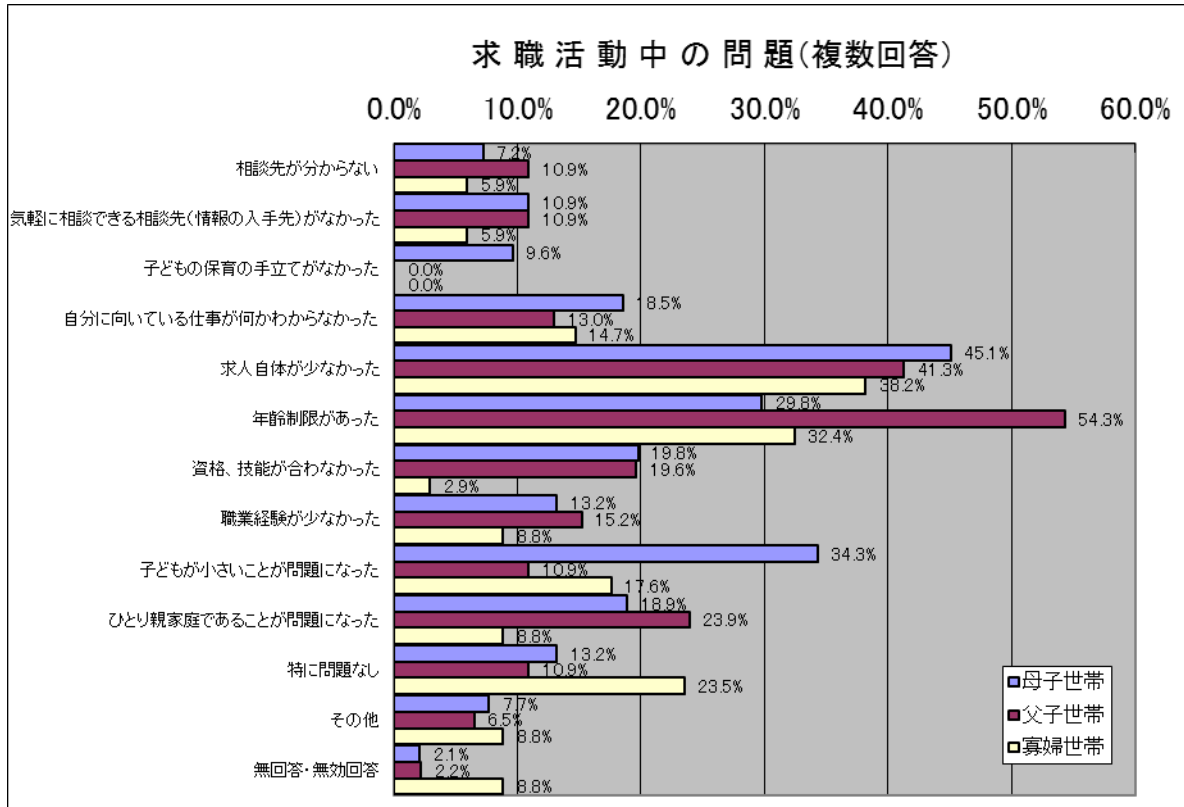


※総数から無回答・無効回答を除いて算出しています。

#### (5) 求職活動中の課題・問題点

母子世帯では、「求人自体が少なかった」が45.1%と最も多く、次いで「子どもが小さいことが問題になった」が34.3%、「年齢制限があった」が29.8%となっています。父子世帯では、「年齢制限があった」が54.3%、「求人自体が少なかった」が41.3%、寡婦世帯では、「求人自体が少なかった」が38.2%を占めています。

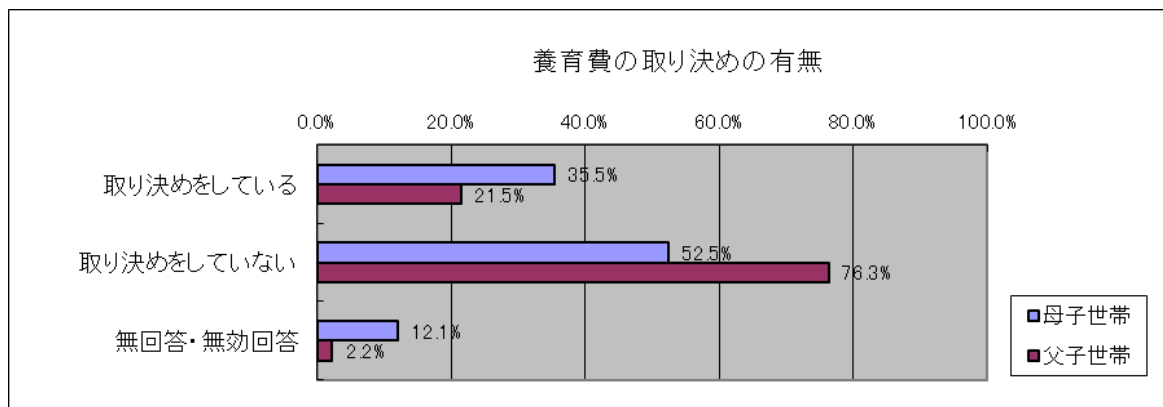
(出典) 鳥取県調査

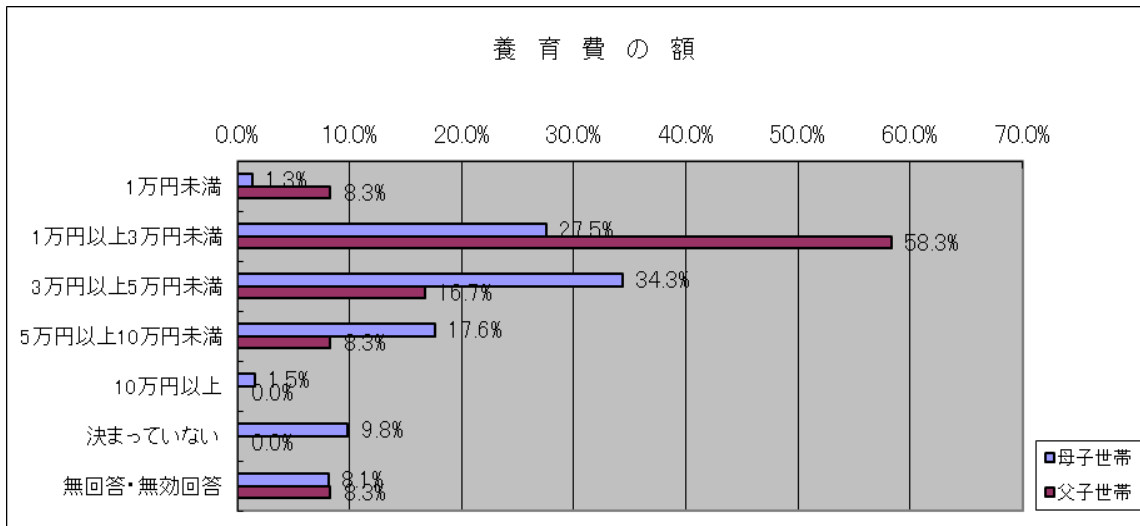
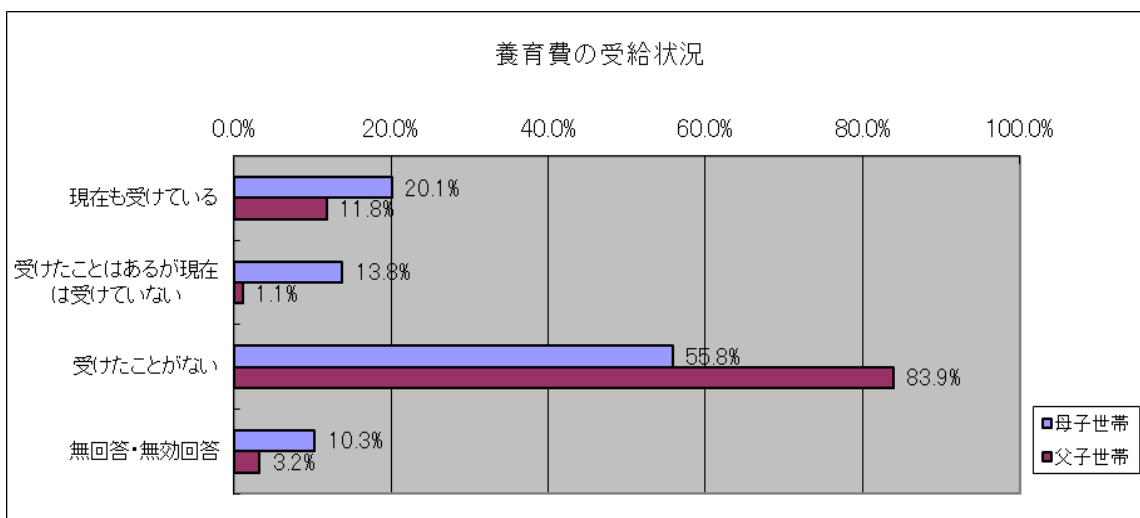
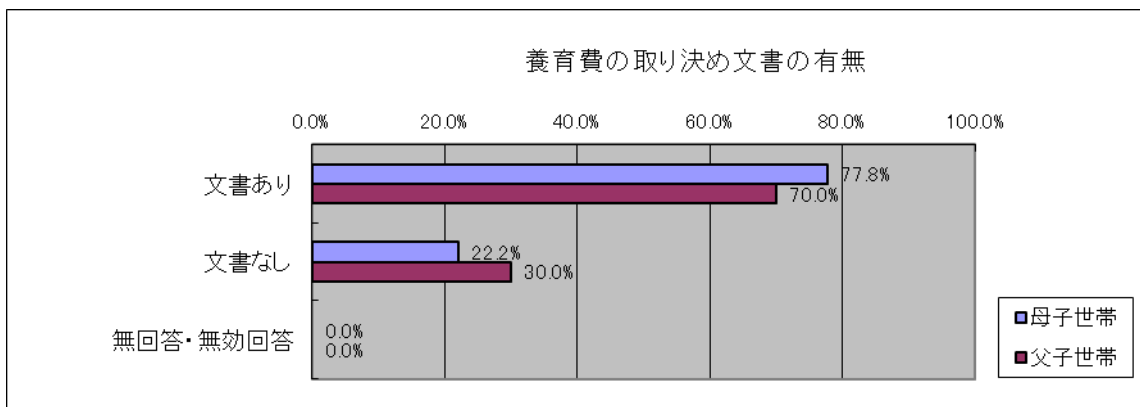


#### (6) 離婚したひとり親世帯における養育費の状況

離婚が理由でひとり親となった世帯において、離婚にあたり養育費の取り決めを行っている世帯は、母子世帯で35.5%、父子世帯で21.5%となっています。さらに、実際に養育費の受け取りができていない世帯は、母子世帯では20.1%、父子世帯は11.8%となっています。

(出典) 鳥取県調査





### (7)ひとり親世帯の親の年間就労収入

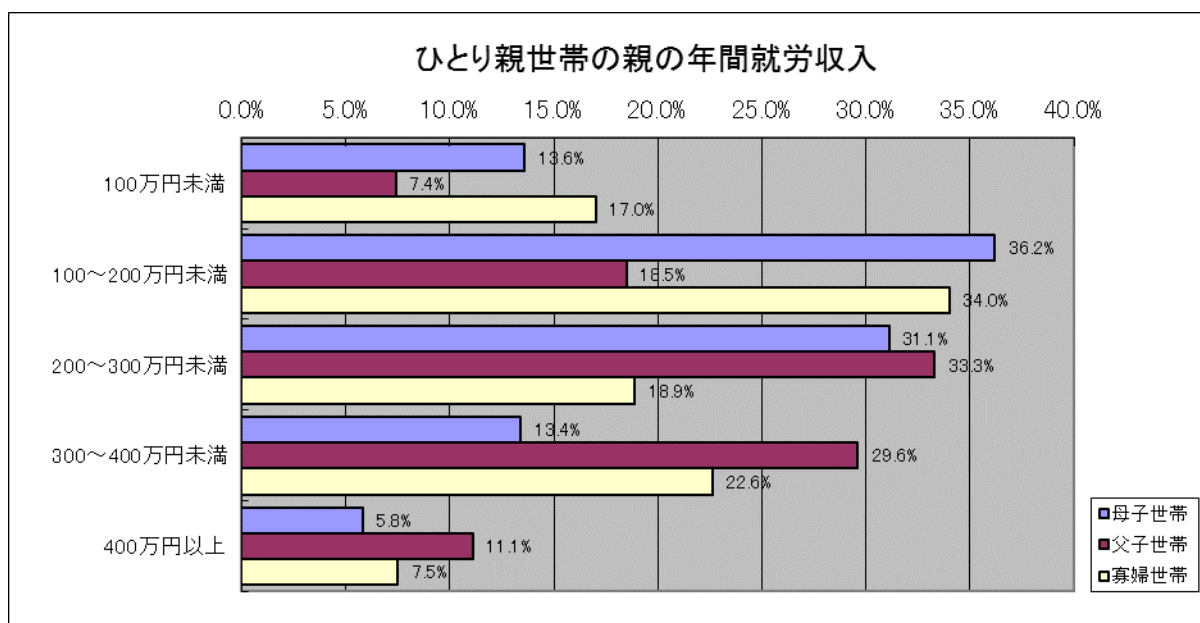
母子世帯の母の年間就労収入は、「100～200万円未満」が36.2%で最も多く、「200～300万円未満」が31.1%、「100万円未満」が13.6%で、200万円未満が49.8%と約半数を占めています。

父子世帯の父の年間就労収入は、「200～300万円未満」が33.3%で最も多く、200万円未満は25.9%となっています。

寡婦世帯の母の年間就労収入は、「100～200万円未満」が34%で最も多く、200万円未満が51%を占めています。



(出典) 鳥取県調査

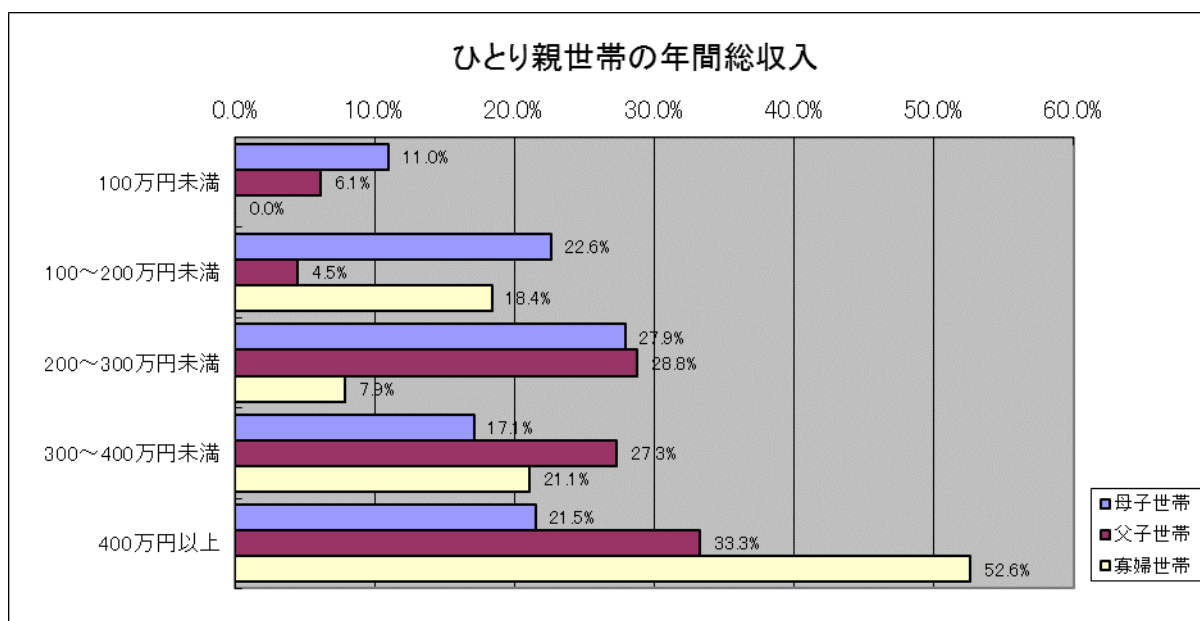


※総数から無回答・無効回答を除いて算出しています。

### (8) ひとり親世帯の年間総収入

ひとり親世帯の年間総収入は、母子世帯、父子世帯とも「200～300万円未満」が最も多く、それぞれ27.9%、28.8%を占めています。

(出典) 鳥取県調査

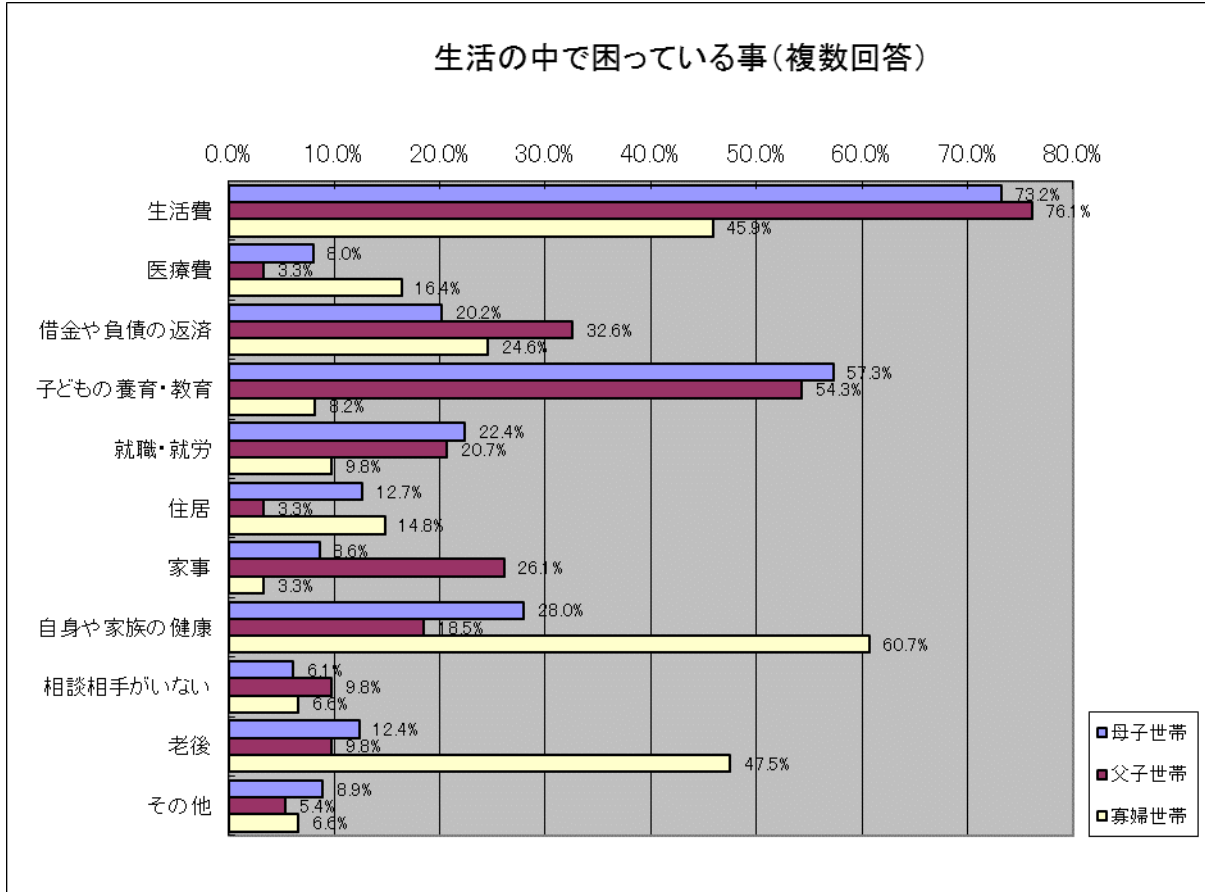


※総数から無回答・無効回答を除いて算出しています。

(9)現在、困っていること

いずれの世帯においても、「生活費」が一番多く、母子世帯の73.2%、父子世帯の76.1%を占めています。寡婦世帯では、「自身や家族の健康」が最も多く、60.7%を占めています。

(出典) 鳥取県調査



(10) 倉吉市における児童扶養手当受給資格者数の推移

倉吉市における児童扶養手当受給資格者は、平成23年度～25年度までは、ほぼ横ばいの人数となっていますが、平成26年度にかけて、増加傾向にあります。

単位:人

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人数	697	685	687	683	698

※受給資格者数は12月末現在の数値

### (11)倉吉市におけるひとり親家庭等からの相談状況の推移

相談に訪れる方は、年間約 170 人となっています。相談内容は、経済的支援に関するものが最も多く、次いで、児童の養育、家庭内の問題、就労、母子生活支援施設への入所の順となっています。

単位:人、件

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実 人 員	163	186	167	150	169
相談延件数	331	336	424	403	433

※母子・父子自立支援員が対応した相談件数。相談延件数は、1人の相談者が複数の種類の相談をした場合は、それぞれでカウント

### 3 ひとり親家庭等の課題

鳥取県ひとり親家庭等実態調査の結果を中心に、ひとり親家庭等の状況を見てきましたが、倉吉市においても概ね同様の状況があると考えられます。

- ひとり親世帯の年間就労収入は、母子世帯では、200万円未満が全体の半数を占めており、父子世帯でも200万円未満が全体の25.9%を占めています。また、生活の中で困っていることは、母子・父子世帯ともに「生活費」が70%以上と多くなっており、依然として経済的な不安が多くの方に見られることから、母子家庭・父子家庭への経済的自立と安定に向けた支援が必要です。
- ひとり親家庭等の自立のためには、就業機会の確保が極めて重要であり、就業に必要な知識や資格取得の支援を含め、個々の事情に応じたきめ細やかな支援体制が必要となっています。
- 就業できない理由として、子どもの世話をする人がいない、休日、時間など条件のあう仕事がないという回答が上位を占めており、子育てしやすい社会づくりの推進が必要です。
- 離婚等により、ひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、半数以上の世帯で取り決めがありません。取り決めがない要因として、養育費の負担は子どもに対する親としての義務であるという認識の欠如と、実際の履行の可能性や手続きの煩雑さからの躊躇が考えられ、啓発の実施と手続きへの支援が必要です。
- 母子・父子自立支援員のもとに、年間170人近い相談者が訪れており、それぞれに応じた支援を行っていますが、相談窓口がどこなのか市民の方に伝わっていない面もあることから、制度等も含め様々な媒体を使ったさらなる周知が必要です。
- ひとり親家庭における課題の一つとして貧困の連鎖があります。子どもたちが将来に希望と見通しを持ち、自立に向かって選択肢を広げ、安定した生活を築いていくことができるような支援が必要です。

#### 4 計画推進のために取り組む施策

ひとり親家庭等の誰もが安心して生活でき、子どもの健やかな成長を支援するには、それぞれの世帯に応じたきめ細かい支援の展開が必要であり、行政や関係機関等の支援はもちろん、職場や地域住民等地域のさらなる協力が必要となります。

このような視点で、本市での取組を実施します。

##### (1) 施策の体系

子ども・子育て支援事業計画の施策の体系では基本目標3「特別な配慮を要する子どもや家庭への支援」の基本施策3「ひとり親家庭への支援」に位置づけられており、この計画においては、子ども・子育て支援事業計画の施策の体系に基づき、下記の具体的施策を進めていきます。



##### (2) 具体的施策の内容

###### ① 相談機能の充実

ひとり親家庭等の抱えている子育て・生活・就労等の問題についての身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員等による相談体制や情報提供体制を充実していきます。また、より専門性の高い相談には、適切な相談窓口への案内役となり、個々のニーズに応じた対応に努めます。さらに、母子生活支援施設や母子寡婦福祉団体等地域の関係機関と連携し、相談支援のネットワーク化を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
1	母子・父子自立支援員等による相談	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや不安を取り除くよう相談を受けている。また、各種制度の説明や情報提供等を行い、ひとり親家庭等の自立を支援する。	○	○	○	子ども家庭課
2	相談窓口及び各種制度の広報	相談窓口や各種制度の紹介は、市報やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供を充実し、ひとり親家庭等の方が、必要としている情報を入手するうえでの利便性の向上を図る。	○	○	○	〃

3	関係機関・施設等との連携	ひとり親家庭等の自立に向けて、母子生活支援施設や母子寡婦福祉団体等地域の関係機関と連携し、それぞれの家庭に応じたきめ細かい支援を行う。	○	○	○	子ども家庭課
---	--------------	---	---	---	---	--------

## ② 子育て・生活支援の充実

ひとり親等が、安心して子育てと仕事ができるよう、子育ての相談や情報提供、多様な保育ニーズに対応する各種子育て支援事業の充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭等の生活の自立に向けた生活の場の確保、地域における相互扶助による子育てや生活面での支援を推進します。

(※子育てに関する支援については、第3章を参照)

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
4	母子生活支援施設への入所	保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある、配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設の入所を措置し支援を行う。	○	—	—	子ども家庭課
5	公営住宅の優先入居	収入が少なく生活が困窮している母子家庭・父子家庭の、公営住宅の優先的な入居を配慮する。	○	○	—	景観まちづくり課
6	鳥取県あんしん賃貸支援事業	賃貸住宅を経営する家主・不動産店と鳥取県・市町村・福祉関係者等が連携して、子育て世帯等の「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する。	○	○	—	子ども家庭課
7	母子家庭等日常生活支援事業	技能習得のための通学・就職活動・疾病・出産・冠婚葬祭等により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭に支援員を派遣する。(鳥取県が鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託し実施)	○	○	○	〃
8	学習支援事業	子どもと親が将来的に自立できる選択肢を広げるため、学習の機会を確保し、学力と意欲の向上を支援する。	○	○	—	〃

## ③ 就労支援体制の充実

ひとり親家庭等が、十分な収入を得られ安定した生活を営むことができるよう、就労相談と職業能力育成のための支援を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
9	求人情報の提供	母子・父子自立支援員が、ハローワーク等の求人情報を提供する。	○	○	○	子ども家庭課
10	自立支援教育訓練給付金の支給	指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の20%相当額を支給する。(限度額あり)	○	○	—	〃
11	高等職業訓練促進給付金の支給	看護師・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格の取得を支援するために、養成機関で2年以上修業する場合において高等職業訓練促進給付金を支給する。	○	○	—	〃

12	パソコン講座等（就業支援講習会）	就労に有利な知識・技能を習得するための講習会を開催する。（鳥取県が鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託し実施）	○	—	○	〃
----	------------------	--	---	---	---	---

#### ④ 経済的支援の実施

ひとり親家庭等の経済的な自立には、就労し十分な収入を得ることが必要ですが、ひとり親家庭等の就労収入はきわめて低く、子どもの就学等も含め、児童扶養手当制度、特別医療制度等各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、各種利用料の減免等経済的な支援を引き続き実施します。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
13	各種利用料の減免等	家庭の経済的な状況に応じて、保育料の減免・放課後児童クラブ利用料及び小学校・中学校における就学援助等の充実を図る。	○	○	—	学校教育課 子ども家庭課
14	各種貸付制度の情報提供及び利用への援助	母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談を受け、必要な支援や情報提供を行う。また、その他各種貸付制度についても情報提供を行う。	○	○	○	子ども家庭課
15	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭に対し、手当てを支給する。（所得制限等あり）また、平成26年12月からは、公的年金との併給制限が緩和された。	○	○	—	〃
16	小中学校入学支度金の支給	ひとり親等が養育している児童（所得税非課税世帯）が、小学校・中学校に入学する場合に、その養育者に対して支度金を支給する。	○	○	—	〃
17	災害遺児手当の支給	災害・事故等により、養育者が死亡あるいは障がいの状態にある義務教育修了前の遺児に手当てを支給する。	○	○	—	〃
18	特別医療費の助成	経済的な負担を軽減するため、18歳までの児童を養育している母または父とその児童（所得税非課税世帯）を対象に、医療費を助成する。	○	○	—	医療保険課

#### ⑤ 養育費の確保の推進

ひとり親等の子どもが養育費を受け取れるよう、養育費についての取り決めの促進、養育費の支払いについての社会的意識の醸成、相談や情報提供等養育費確保のための支援を行います。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
19	相談・情報提供の実施	養育費の確保についての相談・助言等を行うとともに、法テラス・倉吉市社会福祉協議会・鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等の法律相談を紹介する。	○	○	—	子ども家庭課

### ⑥ 母子父子寡婦福祉団体の活動への支援と連携

ひとり親家庭等の自立には、身近な地域での支援が必要なことから、地域の母子父子寡婦福祉団体等の活動を支援するとともに、さらなる連携の強化を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
20	母子父子寡婦福祉団体の事業及び活動への支援	母子・父子自立支援員による母子父子寡婦福祉団体の紹介、母子父子寡婦福祉団体に対し、運営費補助金を交付する。	○	○	○	子ども家庭課
21	鳥取県ひとり親家庭福祉推進員設置事業	各地区の推進員が、同じひとり親等の立場で相談に当たり、必要に応じて母子・父子自立支援員等の関係機関との橋渡しを行う。 (鳥取県の補助事業として、鳥取県母子寡婦福祉連合会が実施)	○	○	○	〃